

給与所得者の 特定支出控除について

税 務 署

○ この手引きは、平成24年分の所得税の確定申告等において適用される給与所得者の特定支出控除制度のあらましや手続、様式について説明してあります。

※ この手引きは、平成24年11月1日現在の法令等に基づき作成しています。

目 次

	ページ
① 特定支出控除制度のあらまし	2
1 特定支出控除が受けられる場合	2
2 特定支出の種類と内容	2
(1) 通勤費	2
(2) 転居費	3
(3) 研修費	3
(4) 資格取得費	4
(5) 帰宅旅費	4
② 特定支出控除を受けるための手続	5
③ 様 式	7
1 給与等の支払者の証明書	7
(1) 特定支出（通勤費）に関する証明書 （兼・特定支出（通勤費）に関する証明の依頼書）	7
(2) 特定支出（転居費）に関する証明書 （兼・特定支出（転居費）に関する証明の依頼書）	8
(3) 特定支出（研修費）に関する証明書 （兼・特定支出（研修費）に関する証明の依頼書）	9
(4) 特定支出（資格取得費）に関する証明書 （兼・特定支出（資格取得費）に関する証明の依頼書）	10
(5) 特定支出（帰宅旅費）に関する証明書 （兼・特定支出（帰宅旅費）に関する証明の依頼書）	11
2 搭乗・乗車・乗船に関する証明書 （兼・搭乗・乗車・乗船に関する証明の依頼書）	12

① 特定支出控除制度のあらまし

1 特定支出控除が受けられる場合

給与所得の金額は、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除して計算することとされていますが、給与所得者が「特定支出」をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、その年分の給与所得の金額は、次の算式により求めた金額とすることができます。

$$\begin{array}{r} \text{給与所得控} \\ \text{除後の給与} \\ \text{等の金額} \end{array} - \begin{array}{r} \text{特定支出の額の合計額} \\ \text{のうち給与所得控除額} \\ \text{を超える部分の金額} \end{array} = \text{給与所得の金額}$$

(参考) 平成24年分の給与年収が次の表の「給与年収」欄の金額である場合は、給与所得控除額はそれぞれ「給与所得控除額」欄のようになりますので、例えば、平成24年分の給与年収が500万円の方の場合には、1年間の特定支出の額の合計額が154万円を超える場合に特定支出控除の適用を受けることができます。

給与年収	給与所得控除額	給与年収	給与所得控除額
100万円	65万円	700万円	190万円
300万円	108万円	1,000万円	220万円
500万円	154万円	2,000万円	270万円

2 特定支出の種類と内容

特定支出控除の対象となる「特定支出」とは、給与所得者が支出する次に掲げる5種類の支出をいいます。ただし、その支出について給与等の支払者により補填される部分があり、かつ、その補填される部分につき所得税が課されない場合におけるその補填される部分は特定支出には含まれません。

(1) 通勤費

通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出（航空機の利用に係るものを除きます。）で、その通勤の経路及び方法がその方の通勤に係る運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であることにつき給与等の支払者により証明がされたもののうち、次に掲げる場合の区分に応じ次に掲げる金額に相当する支出（以下「通勤費」といいます。）

イ 交通機関だけを利用する場合

その年中の運賃及び料金の額の合計額。ただし、この合計額が1月当たりの定期乗車券又は定期乗船券の価額の合計額を超えるときは、その定期乗車券等の価額の合計額

(注) 交通機関を利用する場合の料金で、特別車両料金や特別船室料金などの客室の特別の設備の利用についての料金（寝台料金で6,180円以下のものを除きます。以下「特別車両料金等」といいます。）は、特定支出控除の対象となりません。

ロ 自動車その他の交通用具だけを使用する場合

給与等の支払者により証明がされた経路及び方法により交通用具を使用するために支出する燃料費及び有料道路の料金の額並びにその交通用具の修理のための支出（資本的支出に相当する部分及びその方の故意又は重大な過失により生じた事故に係るものを除きます。）でその方の通勤に係る部分の額のその年中の合計額（自動車の減価償却費や自動車税は含まれません。）

ハ 交通機関を利用するほか、併せて自動車その他の交通用具を使用する場合

イにより計算した金額及びロにより計算した金額の合計額

《留意点》

- 特別急行料金は「特別車両料金等」に当たらないため、特定支出控除の対象となります。

(注) 次の(2)の「転居費」及び(5)の「帰宅旅費」についても同じです。

- 年をまたがる期間の定期乗車券又は定期乗船券を購入した場合には、その購入価額のうちそれぞれの年の有効期間に対応する部分の金額をそれぞれの年の特定支出の金額として計算します。
- 回数乗車券の購入価額については、購入時にその全額を特定支出の金額とするのではなく、実際に回数乗車券を使用した時に、その購入価額のうちその使用した回数乗車券に対応する部分に相当する金額をその時の特定支出の金額として計算します。

(注) 次の(2)の「転居費」及び(5)の「帰宅旅費」についても同じです。

(2) 転居費

転任に伴うものであることにつき給与等の支払者により証明がされた転居のための支出のうち、転任の事実が生じた日以後1年以内にする転居のための自己又はその配偶者その他の親族に係る支出で次に掲げる金額に相当するもの(以下「転居費」といいます。)

- イ 転居のための旅行に通常必要であると認められる運賃及び料金(特別車両料金等及び航空機の客室の特別の設備の利用についての料金を除きます。)の額
- ロ 転居のために自動車を使用することにより支出する燃料費及び有料道路の料金の額
- ハ 転居に伴う宿泊費の額(通常必要であると認められる額を著しく超える部分を除きます。)
- ニ 転居のための生活の用に供する家具その他の資産の運送に要した費用(これに付随するものを含みます。)の額

《留意点》

- 転居費については、運賃及び料金のうち、特別車両料金等及び航空機の客室の特別の設備の利用についての料金は、特定支出控除の対象とならないこととされています。このため、例えば、航空機のいわゆるスーパーシート等の料金は、客室の特別の設備の利用についての料金に該当するため、特定支出控除の対象とはなりません。

(注) (5)の「帰宅旅費」についても同じです。

- ガムテープ、ダンボールなどの梱包材料の購入費用や運送中の家具の損傷を保険の目的とする損害保険契約の保険料などの運送に付随する費用は、特定支出控除の対象となりますが、壁の塗り換えや畳換えのための費用は、生活の用に供する資産の運送に付随するものとはいえないので、特定支出控除の対象とはなりません。

(3) 研修費

職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得することを目的として受講する研修(人の資格を取得するためのものを除きます。)であることにつき給与等の支払者により証明がされたものための支出(以下「研修費」といいます。)

《留意点》

- 「受講する研修」とは、第三者が自己の有する技術又は知識を不特定多数の者に習得させることを目的として開設されている講座等において、その第三者から訓練又は講習を受けることにより、その技術又は知識を習得する、いわば受動的立場での研修をいいます。
- 特定支出控除の対象となる研修を受講するための交通費も特定支出控除の対象となりますが、

その交通費が研修を受けるために必要な支出であるかどうかは、その研修の内容、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して実質的に判断することになります。

(注) 次の(4)の「資格取得費」についても同じです。

(4) 資格取得費

人の資格（弁護士、公認会計士、税理士などの人の資格で法令の規定に基づきその資格を有する者に限り特定の業務を営むことができることとされているものを除きます。）を取得するための支出でその支出がその方の職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされたもの（以下「資格取得費」といいます。）

《留意点》

- 次のイのような資格を取得するための支出は特定支出控除の対象となりますが、ロのような資格については、法令の規定に基づきその資格を有する方に限り特定の業務（例えば、税理士法上の税理士業務）を営むことができることとされているため、それらの資格を取得するための支出は特定支出控除の対象とはなりません。

イ 特定支出控除の対象となる資格

簿記や珠算、英語の検定資格、栄養士や調理師の資格、運転免許、危険物取扱者免許など

ロ 特定支出控除の対象とならない資格

弁護士、公認会計士、税理士、医師、歯科医師などの資格

(5) 帰宅旅費

転任に伴い次に掲げる場合に該当することとなったことにつき給与等の支払者により証明がされた場合におけるその方の勤務する場所又は居所と配偶者等が居住する場所との間のその方の旅行で、運賃、時間、距離その他の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法によるものに要する運賃及び料金（特別車両料金等及び航空機の客室の特別の設備の利用料金並びに1月に4往復を超えて旅行をした場合のその超えてした旅行に要する運賃及び料金を除きます。以下「帰宅旅費」といいます。）

イ 生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなった場合

ロ 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない方や配偶者の生死が明らかでない方が、次に掲げる方との別居を常況とすることとなった場合

(イ) 生計を一にする所得金額の合計額が38万円以下の子

(ロ) 生計を一にする特別障害者である子

《留意点》

- 帰宅旅費は、1月4往復以内の旅行に要するものに限ることとされていますが、この場合の1月は暦に従って計算します。また、4往復の旅行とは、片道に換算すると8回の旅行となるため、月をまたがって帰宅する場合（月末に帰宅して、翌月初めに勤務地に戻る場合）には、それぞれの月に片道1回として計算することとなります。

(注) 月をまたがって帰宅する場合において往復割引乗車券を購入したときには、それぞれの月にその購入価額の2分の1に相当する金額の特定支出があったものとして計算します。

- 帰宅旅費は、その方の勤務する場所又は居所と生計を一にする配偶者等が居住する場所との間の旅行に要する支出であることが必要とされています。したがって、例えば、大阪から東京に

単身赴任している方が、3か月の間仙台の工事現場に勤務することとなったような場合は、仙台の工事現場がその方の勤務する場所となりますので、仙台・大阪間の旅費が特定支出控除の対象となります。

② 特定支出控除を受けるための手続

特定支出控除は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書（以下「申告書等」といいます。）にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計額を記載するとともに、特定支出に関する明細書及び給与等の支払者の証明書の添付がある場合に限り適用することができます。確定申告に当たっては、確定申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「所法57の2」と特定支出の合計額を記入し、「給与所得の源泉徴収票」、「給与所得者の特定支出に関する明細書」、「給与等の支払者の証明書」を確定申告書に添付するとともに、「搭乗・乗車・乗船に関する証明書」及び「特定支出につきこれを領収した者の領収を証する書類その他の特定支出の事実及び支出した金額を証する書類（以下「領収書等」といいます。）」を確定申告書に添付するか又は確定申告の際に提示することが必要です。

このため、特定支出控除の適用を受けようとする場合は、「特定支出に関する証明の依頼書」を勤務先に提出して、「給与等の支払者の証明書」の交付を受け、領収書等とともに保存しておく必要があります。

このほか、「帰宅旅費」について特定支出控除を受けようとする場合は、搭乗券・乗車券・乗船券等とともに、「搭乗・乗車・乗船に関する証明の依頼書」を搭乗する際の空港の各会社のカウンター、乗車した列車の車掌、降車駅の精算所などに提出して、「搭乗・乗車・乗船に関する証明書」の交付を受け、それを保存しておく必要があります。ただし、鉄道、船舶又は自動車を利用した場合で、一の交通機関の利用に係る運賃及び料金の額の合計額が1万5千円未満のときは、その証明を受ける必要はありません。

（注）「給与等の支払者の証明書」、「搭乗・乗車・乗船に関する証明書」などの様式及びその記入のしかたについては、7ページ以降をご覧ください。なお、これらの用紙は、税務署に用意してありますが、「搭乗・乗車・乗船に関する証明書」の用紙については、旅客運送事業者が作成した用紙（搭乗、乗車又は乗船した年月日及び利用した区間が証明できるものに限り）により証明することとしている場合はその用紙を使用しても差し支えありません。

《留意点》

- 特定支出控除を受けるためには、特定支出の全てについて領収書等を確定申告書に添付するか又は確定申告の際に提示することが必要とされていますが、電車や船などの運賃で、その金額が1回乗車・乗船するごとに1,000円以下のものについては領収書等の添付又は提示がなくても差し支えありません（ただし、その運賃の支払年月日、支払先及び支払金額並びに経路及び方法等について記録しておくことが必要です。）。
- 領収書等には、いわゆる領収書のほか、銀行振込の際に受ける払込受取書など、その支出の事実及び支出した金額を証する書類も含まれます。通勤定期乗車券のコピーやいわゆる定期乗車券購入証明書についても、その支出の事実及び支出した金額を明らかにすることができるものであれば、それを領収書の代わりに添付又は提示することとしても差し支えありません。
- 「乗車・乗船に関する証明書」は、一の交通機関の利用に係る運賃及び料金の額が1万5千円以上のものに限り必要とされていますが、次の場合は次によります。
 - イ 一の交通機関とは、JR社の場合はJR6社で一の交通機関として判定しますが、それ以外の会社についてはそれぞれの会社ごとに判定します。
 - ロ 1万5千円以上であるかどうかは、一般的には、実際に支払った片道の運賃及び料金によることとなります。回数乗車券や往復割引乗車券のような場合には、支払った金額を利用可能回数で除した金額により判定します。
- JR社の鉄道からJR社以外の旅客運送事業者の鉄道へ乗り継ぎをする場合（乗り継ぎの際にJR社の鉄道の乗車券が回収される場合を除きます。）において、JR社に係る運賃及び料金の合計額が1

万5千円以上であるときは、「乗車・乗船に関する証明書」はJR社において交付を受けることになっていますが、その乗り継ぎをするJR社以外の旅客運送事業者において交付を受けることとしても差し支えありません。

(参考) 平成25年分以後の給与所得者の特定支出控除について

1 特定支出の範囲の拡充

特定支出の範囲に、次に掲げる支出が追加されました。

- (1) 職務の遂行に直接必要なものとして給与等の支払者により証明がされた弁護士、公認会計士、税理士、弁理士などの資格取得費

(注) 平成24年分以前の年分においては、法令の規定に基づきその資格を有する方に限り特定の業務を営むことができることとされている弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、医師、歯科医師などの資格の取得費は特定支出の範囲から除かれています。

- (2) 次に掲げる支出（その支出の額の合計額が65万円を超える場合には、65万円までの支出に限ります。）で、その支出がその方の職務の遂行に直接必要なものであることについて給与等の支払者により証明がされたもの

イ 書籍、定期刊行物及び不特定多数の方に販売することを目的として発行される図書（職務に関連すると認められるものに限り。）を購入するための支出

ロ 制服、事務服、作業服及び給与等の支払者により勤務場所において着用することが必要とされる衣服を購入するための支出

ハ 交際費、接待費その他の費用で、給与等の支払者の得意先、仕入先その他の職務上関係のある者に対する接待、供応、贈答その他これらに類する行為のための支出

2 適用判定の基準の見直し

その年の特定支出の額の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（改正前：給与所得控除額）を超える場合には、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算して給与等の収入金額から控除することができることとされました。

- (1) その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下である場合 その年中の給与所得控除額の2分の1に相当する金額

- (2) その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合 125万円

(裏面)

1 給与等の支払者の証明書
 (1) 特定支出 (通勤費) に関する証明書
 (兼・特定支出 (通勤費) に関する証明の依頼書)

平成 年分 特定支出 (通勤費) に関する証明の依頼書

私の通勤の経路及び方法が次のとおりであること並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であること等を証明してください。

フリ 氏 名	住 所 (印) (又は居所)				
勤務する場所					
	区 間 (経 由)	方 法	運 賃 等	時 間	距 離
	～ ()		() 円	分	km
通勤の経路	～ ()		()		
及び方法等	～ ()		()		
	～ ()		()		
	～ ()		()		
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額					円
備 考					

◎下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 特定支出 (通勤費) に関する証明書

上記の者の通勤の経路及び方法が上記のとおりであること並びにその経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であること等を証明します。

(給与等の支払者)

所在地

名 称

平成 年 月 日

(印)

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第57条の2の規定に基づいて、通勤費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。
 なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要があります。

2 書き方

- (1) 「勤務する場所」欄には、勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。
- (2) 「区間 (経由)」欄には、通勤の順路に従って上から順に記入します。
- (3) 「方法」欄には、徒歩・〇〇線・〇〇電鉄・自動車等の別を記入します。
- (4) 「運賃等」の欄には、まず () 内に定期券・回数券・ガソリン代・有料道路料金等の別を記入した上で、1月当たりのその支出金額を記入します。
 (注) 定期券を使用できる交通機関を利用する場合で定期券を使用しない場合には、それを記入した上で、1月当たりの定期券の種類と1月当たりの価額を「備考」欄に記入してください。
- (5) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、通勤費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認の上、その者の通勤の経路及び方法が運賃、時間、距離その他の事情に照らして最も経済的かつ合理的であると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(裏面)

(2) 特定支出 (転居費) に関する証明書
(兼・特定支出 (転居費) に関する証明の依頼書)

平成 年分 特定支出 (転居費) に関する証明の依頼書

特定支出控除を受けられる方へ

私が次のとおり転任に伴い転居したこと等を証明してください。

フリ氏名	カナ名	印	転任年月日	年	月	日
転任前	勤務する場所	住所 (又は居所)				
転任後	勤務する場所	住所 (又は居所)				
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額					円	
備考						

◎下の証明書は、切り離さないでください。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

平成 年分 特定支出 (転居費) に関する証明書

上の者が上記のとおり転任に伴い転居したこと等を証明します。

(給与等の支払者)

所在地 _____
名 称 _____ 印

平成 年 月 日

(3) 特定支出（研修費）に関する証明書
 （兼・特定支出（研修費）に関する証明の依頼書）

平成 年分 特定支出（研修費）に関する証明の依頼書

私の受講する次の研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであること等を証明してください。

フリ 氏名	住 所 (又は居所)
研 修 名 及 び 内 容
研 修 を 行 う 者 の 名 称	
研 修 の 場 所	
研 修 の 期 間	
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額	円
備 考	

◎下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 特定支出（研修費）に関する証明書

上記の者が受講する上記の研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであること等を証明します。

(給与等の支払者)

所在地

名 称

平成 年 月 日

印

(裏面)

特定支出控除を受けられる方へ

1 給与所得者が所得税法第57条の2の規定に基づいて、研修費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、研修費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合には、記載事項が適正に記載されていることを確認した上、その者の受講する研修が職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するためのものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(裏面)

(4) 特定支出（資格取得費）に関する証明書
（兼・特定支出（資格取得費）に関する証明の依頼書）

特定支出控除を受けられる方へ

平成 年分 特定支出（資格取得費）に関する証明の依頼書

1 給与所得者が所得税法第57条の2の規定に基づいて、資格取得費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。

なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。

2 書き方

「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、資格取得費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

◎下の証明書は、切り離さないでください。

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認の上、その者の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであると認められる場合に、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

平成 年分 特定支出（資格取得費）に関する証明書

上記の者の上記の資格の取得が職務の遂行に直接必要なものであること等を証明します。

(給与等の支払者)

平成 年 月 日

所在地 _____

名称 _____ (印)

(裏面)

特定支出控除を受けられる方へ

- 1 給与所得者が所得税法第57条の2の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、給与等の支払者に提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。
なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要はありません。
- 2 書き方
 - (1) 「転任年月日」欄には、転任の事実が生じた日を記入します。
 - (2) 「転任前」及び「転任後」の「勤務する場所」欄には、転任前及び転任後の勤務する会社や事務所、工場等の所在地を記入します。また、「住所(又は居所)」欄には、あなたの住所又は居所を記入します。
 - (3) 「転任に伴い別居する者」欄には、次により記入します。
 - イ 「氏名」欄には、転任に伴い次のいずれかの場合に当てはまるときに、それぞれ次に掲げる者の氏名を記入し、「態様」欄は、その当てはまる番号を○で囲みます。
 - I 生計を一にする配偶者との別居を常況とすることとなった場合……その配偶者
 - II 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が、生計を一にする子で総所得金額等の合計額が38万円以下の者との別居を常況とする
こととなったとき……その子
 - III 配偶者と死別・離婚した後婚姻していない者や配偶者の生死が明らかでない者が、生計を一にする子で特別障害者である者との別居を常況とすることとなった場合……その子
 - ロ 「居住する場所」欄には、「氏名」欄に記載した者の居住する場所を書きます。
- (4) 「給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額」欄には、帰宅旅費の支出につき勤務先から補填される部分の金額で所得税が課されない部分の金額があるときにその金額を記入します。

給与等の支払者の方へ

給与所得者からこの依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、所定の事項を記入等して証明書を依頼した給与所得者に交付してください。

(5) 特定支出 (帰宅旅費) に関する証明書
(兼・特定支出 (帰宅旅費) に関する証明の依頼書)

平成 年分 特定支出 (帰宅旅費) に関する証明の依頼書

私が次のとおり転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とすることとなったこと等について証明してください。

フリ 氏	カナ 名	転任年月日	年	月	日
転任前	勤務する場所 住 所 (又は居所)				
転任後	勤務する場所 住 所 (又は居所)				
転任に伴い別居する者	氏名	態様	この欄に記載に当たっては、裏面の2の(3)を参照してください。(左の態様の欄には裏面の2の(3)のイのI~IIIのうち当てはまる番号を○で囲んでください。)		
	I · II · III				
	I · II · III				
	I · II · III				
居住する場所					円
給与等の支払者により補填される部分につき所得税が課されない部分の金額					円
備考					

◎下の証明書は、切り離さないでください。

平成 年分 特定支出 (帰宅旅費) に関する証明書

上記の者が上記のとおり転任に伴い生計を一にする配偶者等との別居を常況とすることとなったこと等について証明します。

(給与等の支払者)

所在地 _____
名 称 _____

平成 年 月 日

(印)

2 搭乗・乗車・乗船に関する証明書
(兼・搭乗・乗車・乗船に関する証明の依頼書)

(裏面)

特定支出控除を受けられる方へ

搭乗・乗車・乗船に関する証明の依頼書

搭乗
乗車
乗船
私が次のとおり 乗車 したことを証明してください。

氏名	平成 年 月 日
住所 (又は居所)	
乗車等の 年月日	平成 年 月 日
利用区間	～ (経由)

- 1 給与所得者が所得税法第57条の2の規定に基づいて、帰宅旅費につき特定支出控除を受けようとする場合は、この依頼書に所定の事項を記入の上、搭乗券・乗車券・乗船券等とともに、乗車した列車の車掌、降車駅の精算所、搭乗する際の空港の各会社のカウンターなどに提出して証明を受け、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付してください。ただし、一の交通機関の利用(航空機の利用を除きます。)に係る運賃及び料金の額の合計額が1万5千円未満のときは、証明を受ける必要はありません。なお、修正申告書又は更正請求書の提出に当たっては、先の確定申告書、修正申告書又は更正請求書に添付している証明書を再度添付する必要があります。
- 2 書き方
 - (1) 主文中「私が次のとおり 乗車 したこと」の部分は、該当する文字を○で囲みます。
搭乗
乗船
 - (2) 「乗車等の年月日」欄には、搭乗、乗車又は乗船した年月日を記入します。
 - (3) 「利用区間」欄には、一の交通機関ごとの利用した区間を記入します。
 - (4) 「依頼書の提出先」欄には、この依頼書の提出先を記入します。

証明の依頼を受けた方へ

この依頼書の提出があった場合は、記載事項が適正に記載されていることを確認した上で、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次により記入等して証明書を依頼した方に交付してください。

- 1 列車の車内において証明を行う場合
乗務する列車の番号を記入の上、証明者の姓を記入するか、証明者の認印を押印します。
- 2 降車駅の精算所において証明を行う場合
駅名小印を押印した上、証明者の姓を記入するか、証明者の認印を押印します。
- 3 空港の各会社のカウンターにおいて証明を行う場合
バリテーションスタンプを押印します。
- 4 その他の場所での証明を行う場合
上記1～3に準じて記入等します。

依頼書の 提出先	1 乗車した列車の車掌 2 降車駅の精算所 3 空港の各会社のカウンター 4 その他 ()
[該当する番号を ○で囲んでください。]	

◎下の証明書は、切り離さないでください。

搭乗・乗車・乗船に関する証明書

上記のとおり搭乗、乗車又は乗船したことを証明します。

証 明 者 _____ (印)